

令和2年5月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和2年	5月22日	開会
令和2年	5月22日	閉会

宮古地区広域行政組合

令和 2 年 5 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

令和 2 年 5 月 2 2 日（金曜日）

午前 1 0 時 5 9 分開議

議 事 日 程

- 1 緊急時における管理者専決について
- 2 報告事項
 - （1）議会運営委員会審議結果の報告について
 - （2）新型コロナウイルス感染症に係る救急業務について
- 3 協議事項
 - （1）令和 2 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
 - （2）財産の取得に関し議決を求めることについて
 - （3）財産の取得に関し議決を求めることについて
- 4 その他

出席議員（１２名）

1 番	合 砂	丈 司 君	2 番	木 村	誠 君
3 番	八重樫	龍 介 君	4 番	阿 部	吉 衛 君
5 番	伊 藤	清 君	6 番	高 橋	秀 正 君
7 番	畠 山	昌 典 君	9 番	落 合	久 三 君
1 0 番	豊間根	信 君	1 1 番	黒 沢	一 成 君
1 2 番	中 村	勝 明 君	1 3 番	藤 原	光 昭 君

欠席議員（１名）

8 番 畠 山 拓 雄 君

説明のための出席者

管 理 者 宮 古 市 長	山	本	正	徳 君
副管理者宮古市副市長	佐	藤	廣	昭 君
事 務 局 長	大	森		裕 君
総 務 課 長	佐	々 木	俊	彦 君
施 設 課 長	田	中		晋 君
施 設 課 主 幹	坂	本	好	治 君
消 防 長	小	林	達	広 君
消 防 次 長 兼 総 務 課 長	中	村	光	宏 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	畠	山		毅 君
指 令 課 長	石	田	康	典 君

議会事務局出席者

書	記	坂	本	百	洪 君
書	記	館	洞	秀	徳 君

◎開 会

○議長（藤原光昭君） それでは、おはようございます。

若干、時間が予定より早いですけれども、1人欠席ということで定足数に達しますので、これより議員全員協議会を始めたいと思います。

◎緊急時における管理者専決について

○議長（藤原光昭君） 本日は、管理者の山本宮古市長、副管理者の佐藤宮古市副市長が出席をしております。

管理者の山本宮古市長より発言の申し出がございました。これを許します。

山本宮古市長。

○管理者（山本正徳君） おはようございます。

本日は、緊急時における管理者の専決についてということで説明をさせていただきたく、出席をさせていただいております。

新型コロナウイルス感染者は全国的に減少はしてきてございますが、そしてまた、岩手県の中では感染者が出ていないというような状況でございます。しかしながら、第2、第3の感染拡大もこれは予想されているというところでございます。

また、近年は、昨年の台風第19号など、大型台風の襲来によります甚大な被害も発生をしております。行政組合では、消防、救急業務、清掃、し尿処理など、住民の生命・生活に直結した業務を行っているところでございます。業務を止めることはできないというふうに思っております。

今後、新型コロナウイルス感染症の拡大、そして、自然災害などで緊急に対策を講じなければならない状況が発生した場合でございますが、構成自治体と協議の上、地方自治法で規定されております専決処分を行わせていただきたいというふうに思っております。詳細につきましては、この後、事務局長から説明をさせていただきますので、議員の皆さんのご理解をぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤原光昭君） 大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） それでは、資料の緊急時における管理者専決についてという書類を開いていただきたいと思います。着座にて説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

概略でございます。専決規定というのは地方自治法上2つございまして、1つは、地方自治法第179条に定める事由によるもの、これに該当する場合、もう1つは、地方自治法第180条の規定を受けて、各議会が首長に専決をしていいよというのをあらかじめ指定をするものという2点でございます。

専決できる事項といたしましては、地方自治法第179条の場合、地方自治法第96条第1項各号に規定をしている事項、これは具体的にいいますと、議会の議決事件ということで、地方自治法で規定をされている部分になります。

それから、地方自治法第180条による場合でございますが、これは議会があらかじめ

指定をした事項でございまして、当組合の場合は、宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定についてということで指定をされている事項でございます。

それから、一部事務組合での主に専決事項をしている事例を見ますと、緊急時における補正予算が大部分を占めます。

緊急時における地方自治法第179条による補正予算を専決した事例というのを探してみました。これが2ページのほうの上段にあるとおりなんですけれども、一番典型的なものが、下から2つ目の平成29年度の大曲仙北広域市町村圏組合が行っております一般会計補正予算で767万円なんですけれども、これはお盆前の7月みたいなんですけど、大雨で墓地公園に通じる1本しかない道路が崖崩れで塞がってしまったと、それを仮復旧するための補正予算ということで、もう8月にはお盆が迫っていたので、緊急時に専決でこれを補正予算を組んだという事例でございます。そのほか、ここに示しているほかにももっとあるんですけれども、主な例はこういうことになります。

補正予算を専決する可能性ということで、最初、本当に一部事務組合で専決ができるのかということを考えたんですけれども、こういう全国の事例もございますので、第179条の規定に合致する場合は可能というふうに考えております。

それから、その下の法令の規定、もう少し踏み込んだところになりますけれども、第179条の第1項の規定による該当する条件というのが、①から④までです。ただ、①、②、④というのは、議会が成立しないときというのは、例えばもう議員定数の半分にも満たないような議員しかいないような場合、あと第113条ただし書の場合で、なお議会を開くことができないというのは、本当に議会が混乱をしているような場合を想定しています。

主に該当になるのが、③番の地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかと認めるとき。例えばさっきの大曲の例とか、あと今後想定されるのが、この秋にコロナが今落ち着いているのが果たしてどのような状況になって、私たちが想定していないような緊急に何か予算的なことを、もしくは何か緊急に条例をつくらなければならないようなことが起こった場合ということをこの③番で想定をしております。あと、4番で、議会によって議決すべき事件が議決しないときというのも、これはかなり混乱したような状況を想定しているものでございます。

専決後の処理でございますけれども、次の議会において議会報告して承認を求めるといような手続が地方自治法で規定をされております。

2番は参考までに、既に議会のほうから管理者のほうに指定をされている専決処分、これは指定をされた、例えば1億5,000万円以上の工事に関する1,000万円未満の変更契約が代表的な例だと思いますけれども、そういうものについては既にもう指定をいただいておりますので、それに則って処理をします。条件でいえば、議会の権限に属する軽易な事項で議会の議決により特に指定したものというので、当組合であれば、宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定についてということで、具体的な例は、あと3ページのほうに参考までに記載をさせていただいております。こちらのほうは専決後に、あらかじめ指定をされておりますので、次の議会では承認ではなくて報告をするとい

う事項になっております。

以上、簡単ではございますが、専決処分に関する説明とさせていただきます。

○議長（藤原光昭君） ただいま管理者より発言がございましたが、これについて何かご質問ございますか。よろしいですか。

落合議員。

○9番（落合久三君） ということは、今日の提案は、自治法第180条に基づく専決を議会として、要するに決めてほしいという提案ですか。

○議長（藤原光昭君） 大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） 第180条については、既にもうご指定をいただいておりますので、それに該当すれば専決をさせていただきます、第179条というのが今まで恐らくこの組合で使ったことがないと思われますので、こういう場合がもし、想定外のことが起こって、第179条を使って専決処分をしなければならない場合が発生する可能性がありますので、あらかじめご承知いただきたいというのが今日の趣旨でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 分かりました。そうであれば、市長の非常に、議会の皆さんに、先ほど言った意味で、事前に、そうは言っても分かってもらって理解を求めたいというのであれば全く異議なしです。

改めて第179条に基づくのであれば、厳密に言えば事前に求めなくてもやれるわけですよ。ただ、そこは市長の議会に対する配慮だなと思って今聞いたので。そもそも第179条は平たく言えば、議会を開くいとまがなく急いで専決処分をして、住民の暮らしなり、安全なりに急がなきゃならないときの規定なので、そういう意味では丁寧な事前の了解を得る場を設けたんだなと。私はそうじゃなくて、第180条のほうで、この一番後ろにある既に決めているものに何か追加するものがあるために今日開いたのかなとちょっと思ったものですから、確認の意味で聞きました。了解します。

（「追加を」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 管理者。

○管理者（山本正徳君） 実は今回、補正予算の中に、救急車にオゾン装置をつけるというのをこの後、議会で提案させていただきます。本来ならば、もっと早くオゾン装置をコロナ感染が予想されたときにすぐやらなきゃならなかったんですが、なかなか議会も開けないというような状況の中で今の時期まで来しました。実は第179条で専決してもよかったんですが、やはりしっかり議員さんたちにも説明して、それからやるということで今回の説明となりました。というのは、岩手県の中で感染者が今ゼロという状況の中で今回はできましたが、本当に緊急を要する場合にはやはりオゾン装置は救急車には載せなきゃならないので、そういう部分がこれから出てくる可能性があるので、いきなり専決するのではなくて、やはり議会の場でちゃんと事前に説明をしておいて、そして179条を使って専決する場合もあるということをお知らせしたいということでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） そのほかはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、それではここで、管理者の山本宮古市長、副管理者の佐藤宮古副市長は退席をいただきます。

（管理者・副管理者退席）

それでは、会議に先立ちまして、消防本部及び事務局の職員の紹介をいたします。

初めに、消防本部職員の紹介を小林消防長よりお願いをいたします。

○消防長（小林達広君） 消防本部の職員の紹介をいたします。

消防長の小林です。よろしくお願いいたします。

続きまして、消防次長兼総務課長の中村です。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） 中村です。よろしくお願いいたします。

○消防長（小林達広君） 消防次長兼消防課長の畠山です。

○消防次長兼消防課長（畠山 毅君） 畠山です。よろしくお願いいたします。

○消防長（小林達広君） 指令課長の石田です。

○指令課長（石田康典君） 石田です。よろしくお願いいたします。

○消防長（小林達広君） 消防本部は以上となります。

○議長（藤原光昭君） 次に、事務局職員の紹介を大森事務局長よりお願いいたします。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

総務課長の佐々木でございます。

○総務課長（佐々木俊彦君） 佐々木です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（大森 裕君） 施設課長の田中でございます。

○施設課長（田中 晋君） 田中です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（大森 裕君） 施設課主幹の坂本でございます。

○施設課主幹（坂本好治君） 坂本です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（大森 裕君） それから、議会のほうの事務局も務めます副主幹の坂本でございます。

○書記（坂本百洪君） 坂本です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（大森 裕君） 同じく技師の舘洞でございます。

○書記（舘洞秀徳君） 舘洞です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（大森 裕君） 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） それでは、これより会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会をいたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（藤原光昭君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長にその結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

初めに、議長が開会宣言を行います。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員2名、議長から指名していただきます。今回は3番、八重樫龍介議員、4番、阿部吉衛議員にお願いをいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は5月22日の1日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3で、議案第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

日程第4で、議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

日程第5で、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま議会運営委員長の報告がございました。これについて何か質問ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎新型コロナウイルス感染症に係る救急業務について

○議長（藤原光昭君） それでは次に、新型コロナウイルス感染症に係る救急業務について事務局の報告を求めます。

畠山消防次長。

○消防次長兼消防課長（畠山 毅君） それでは、資料ナンバー1をお願いいたします。座ったままで説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、その疑い症例を含めまして、現在までのところ救急車で搬送事例はございませんが、今後の感染の広がりによっては救急車の搬送も想定されますので、消防機関の行う救急業務との関わり、また、その対応などにつきまして、資料に沿って説明させていただきます。

初めに、消防機関の救急業務と新型コロナウイルス感染症患者との関わりについてでございます。

（1）は、患者の医療機関への移送につきましては、感染症法に基づき都道府県知事が行う業務とされております。

（2）は、県の移送能力を超える場合や移送中に医療的処置が必要になる場合も想定されますので、県との協定により救急車による移送態勢を構築してございます。この協定に基づく移送につきましては、感染症以外の救急搬送に支障を来すことがないよう発生段階に応じて対応していきたいと、そのように考えております。

次に、消防機関における傷病者対応の原則についてでございます。

1つ目は、感染症であるか否かにかかわらず、全ての傷病者に対して標準感染予防策を徹底すること。

2つ目は、救急要請時、または現場到着時に感染、または感染が疑われる患者である

ことが判明した場合は直ちに保健所に連絡し、対応を引き継ぐこと。

3つ目は、救急車で移送する場合は、個人防護衣、それからN95マスクを着用すること。

4つ目は、搬送後に感染していることが判明した場合は、救急隊員の健康管理と救急車の消毒を徹底することとしております。

次に、救急車内における感染予防策についてでございます。

(1)は、万が一にも救急車の利用により感染が広がることのないよう、救急車の患者収容部分をビニールなどで仕切りまして、ウイルスの拡散を防止するための対策を講じた上で活動することとしております。

(2)は、全ての救急車11台に小型オゾン除菌装置を整備いたします。この装置は、救急車内のウイルスをオゾンで分解除染するもので、1台当たりの単価は33万3,000円、救急車11台に整備した場合の事業費の総額は366万3,000円となります。

この事業費につきましては、現年予算に所要額を計上する補正予算を今議会に提案するものでございます。

説明は以上になります。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より報告がございました。これについて何かご質問ございますか。よろしいですか。ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それではないので、次にいきます。

◎令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（藤原光昭君） 次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり3件でございます。

初めに、令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を協議いたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木俊彦君） それでは、補正予算の概要をご説明いたします。

資料ナンバーは2でございますので、お手元にご用意いただくようお願いいたします。

なお、説明は座って説明させていただきます。

資料の1ページ、2ページをお開き願います。

この表は、補正予算の歳出の総括表でございます。今回の補正予算につきましては、2ページの補正額の財源内訳に記載がありますように、一般財源の組合負担金を財源といたしまして、3款衛生費及び4款消防費を増額補正するものでございます。補正額の総額は、表の下段の歳出合計の欄に記載がありますように977万1,000円でございます。

歳入歳出の概要をご説明いたしますので、3ページ、4ページをお開き願います。

先に歳出につきましてご説明いたしますので、下段にあります歳出の概要をご覧願います。

3款衛生費、2項清掃費、3目埋立処分施設費の補正額は610万8,000円で、12節委

託料を補正するものでございます。これは、ごみ搬入路補修工事の設計業務委託料を計上するものでございます。

次に、4款消防費、1項消防費、2目消防施設費の補正額は366万3,000円で、17節備品購入費を補正するものでございます。これは、先ほど報告の中でご説明があったとおりでございますが、救急自動車に搭載するオゾン除菌装置の購入費を計上するものでございます。

歳入をご説明いたしますので、上段にあります歳入の概要をご覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金の補正額は977万1,000円で、2節衛生費負担金を610万8,000円、3節消防費負担金を366万3,000円、それぞれ増額補正するものでございます。

構成市町村の負担金の内訳につきましては、負担金総括表でご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開き願います。

表の右側、6ページの合計欄の補正額のところをご覧ください。補正額977万1,000円の内訳は、宮古市の負担金が653万6,000円、山田町の負担金が141万6,000円、岩泉町の負担金が121万5,000円、田野畑村の負担金が60万4,000円でございます。

今回、補正予算に計上いたしますごみ搬入路補修工事の設計業務に関しまして、施設課長のほうから説明をいたします。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 資料の7ページをご覧ください。

ごみ搬入道路補修の概要について、座ってご説明させていただきます。

ごみ搬入道路の補修につきましては、長年の車両等の往来により地盤の沈下などが見られます。現況写真、下段の青い点線箇所を中心に行うものでございます。拡大写真を裏面の8ページにも掲載しております。

当該道路補修につきましては、対象箇所の測量や地盤の強度試験、結果などに基づく道路設計が必要となりますことから、今回、設計業務等に係る委託費を補正予算として計上するものでございます。

なお、道路補修工事につきましては、当該設計結果に基づき10月に補正予算措置を行い、年度内に完了したいと考えております。また、この間の安全対策として、写真のとおりコーンを設置するほか、徐行標識なども併せて設置し、安全確保の徹底を図っていくつもりでございます。

以上、ごみ搬入道路補修の概要でございます。

○総務課長（佐々木俊彦君） 以上が補正予算の概要説明でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。何かこれについて質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、次に進めさせていただきます。

◎財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 次に、財産の取得に関し議決を求めることについてを協議をいた

します。

事務局の説明を求めます。

中村消防次長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） 資料ナンバー 3 の 1 ページをお開き願います。

着席してご説明させていただきます。

財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本案は次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号により、宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、岩泉消防署の高規格救急自動車で、取得予定価格は税込み2,139万5,000円でございます。

取得の方法は買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、4月28日、1者による見積りの結果、住所、岩手県宮古市太田二丁目1番28号、名称、岩手トヨタ自動車株式会社宮古店、店長、安部忍と契約しようとするものでございます。

なお、3者に見積り案内を依頼しましたが、辞退があったことから、1者見積りとなったものでございます。

落札率は97.35%でございました。

納入期限は、令和3年3月26日金曜日でございます。

参考資料といたしまして、2ページに取得する財産の概要、3ページに概略図、4ページに関連契約について記載しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局説明がございました。これについて何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、次に進みます。

◎財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 次に、財産の取得に関し議決を求めることについてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

中村消防次長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） 資料ナンバー 4 の 1 ページをお開き願います。

着席のままご説明させていただきます。

財産の取得に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本案は次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明いたします。

取得しようとする財産は、宮古消防署の救助工作車Ⅱ型で、取得予定価格は税込み1億2,089万円でございます。

取得の方法は買入れをするものでございます。

契約の相手方ですが、4月28日、7社による指名競争入札の結果、住所、宮城県仙台市宮城野区萩野町三丁目8番55号、名称、株式会社モリタ仙台支店、支店長、高岡雄二と契約しようとするものでございます。

落札率は96.76%でございました。

納入期限は、令和3年3月26日金曜日でございます。

参考資料といたしまして、2ページに取得する財産の概要、3ページに概略図について記載しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございましたが、何かございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎その他

○議長（藤原光昭君） 次に、その他でございますが、事務局、議員の皆さん、何かございますか。ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） それでは、特にないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時31分閉会
